

第 8 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和8年2月20日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和8年2月20日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第14号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第19号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

委員長 岩本浩治

副委員長 荒川知章

委員 岩下栄一

委員 藤川隆夫

委員 内野幸喜

委員 岩田智子

委員 亀田英雄

委員 立山大二郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 下山 薫

医監 木脇 弘二

長寿社会局長 本田 敦美

子ども・

障がい福祉局長 清水 英伸

健康局長 篠田 誠

首席審議員

兼健康福祉政策課長 入田 秀喜

健康危機管理課長 弓掛 邦彦

高齢者支援課長 笠 新

認知症施策・

地域ケア推進課長 永野 千佳

社会福祉課長 富安 智詞

子ども未来課長 緒方 雅一

子ども家庭福祉課長 中村 寿克

首席審議員

兼障がい者支援課長 竹中 良

医療政策課長 神西 良三

国保・高齢者医療課長 黒瀬 琢也

健康づくり推進課長 堤 茂

薬務衛生課長 飯野 彬

病院局

病院事業管理者

職務代理者 欽本 亮太

総務経営課長 米田 健人

事務局職員出席者

議事課主事 井島 美幸

政務調査課主幹 内布 志保美

午前9時59分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行っていただきます。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 健康福祉部長でございます。

健康福祉部関係の議案等の概要について御説明をいたします。

今回の委員会では、予算関係2議案と報告3件について御審議をお願いしております。

委員会資料の1ページに総額を示しておりますので、お手元で御覧いただくと、助かります。

まず、予算関係ですが、議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補正予算では、国の経済対策への対応として、災害発生時の避難所等支援体制の強化や介護事業所等に対するサービス継続・提供体制確保等の支援に要する経費などを計上しております。また、経済対策の増額に加えまして、災害救助事業に要する経費などを所要見込額に応じて通常分を減額しておりますため、総額としましては、8億200万円余の減額となっております。

なお、資料1ページのほうには数字は示しておりませんが、内計としまして経済対策分としての予算を御紹介しますと、今回、15億9,200万円余となっております。11月定例会と1月臨時会で承認いただいた分を合わせますと、経済対策分は、総額108億1,800万円余となります。

さらに、議案第14号、令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算では、国民健康保険財政安定化基金への積立金などを計上しており、総額は47億9,200万円余の増額となっております。

今回の提案により、特別会計を含めた健康福祉部の令和7年度の予算総額は3,738億1,800万円余となります。

また、報告関係につきましては、報告第1号から第3号の専決処分の報告について御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく御願いたします。

○岩本浩治委員長 引き続き担当課長から議案第1号の説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で

ございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

令和7年度2月補正予算関係について、主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側説明欄を御覧ください。

1の職員給与費は、当初予算において、昨年の1月1日時点での職員数及び給与額を基に計上しておりますことから、その後の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

健康福祉部各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては、同様の趣旨でございますので、以降の説明は省略させていただきます。

次に、2の民生委員費、3の地域福祉振興費、4の社会福祉諸費については、いずれも事業費の所要見込額の減によるものでございます。その下の3ページ、5の国庫支出金返納金につきましては、国庫補助金の額の確定に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

下段の災害救助費でございます。

説明欄2の災害救助対策費の(1)災害救助事業につきましては、令和7年8月豪雨災害等に係る応急仮設住宅関連経費の所要見込額の減によるものでございます。

(2)の避難所生活環境改善緊急整備事業は、国の経済対策を活用した避難所の生活環境改善のために必要な資機材購入に要する経費となっております。本事業につきましては、後ほど繰越明許費の設定もお願いさせていただきます。

3の国庫支出金返納金につきましては、災害救助費国庫負担金の額の確定に伴うものでございます。

その下、5ページ、最下段の元金でございます。説明欄1の災害援護資金国庫貸付金元金につきましては、過去の災害により被災した世帯に対する災害援護資金貸付金の国への

償還金で、市町村からの償還見込額の減によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

先ほど4ページで御説明いたしました避難所生活環境改善緊急整備事業について、繰越しをお願いいたしております。

その下の7ページ、債務負担行為の設定でございます。保健・医療・福祉関係業務については、部内各課の委託業務のうち、年度内に契約事務を進め、4月から業務開始する必要があるものについて、追加で債務負担行為を設定するものでございます。

健康福祉政策課は以上です。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

8ページをお願いいたします。主な項目について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

一番右、説明欄2の国庫支出金精算返納金でございます。こちらは、令和6年度分の国庫補助金の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、下段の予防費でございます。

説明欄1の(1)の感染症予防事業費でございます。こちらは、新興感染症に対応するためのシステムの運用に係る保守経費の増額分を計上しております。

次に、(2)の新型インフルエンザ対策費と、1つ飛ばしまして、(4)の新興感染症対応力強化事業と、その次、2の感染症発生動向調査事業については、いずれも事業実績見込みを踏まえた減額でございます。

9ページをお願いいたします。

食品衛生指導費でございます。

一番右、説明欄1の食品営業監視事業と、2の公衆衛生獣医師確保育成事業と、1つ飛ばしまして、3の(2)のと畜検査整備事業に

ついては、いずれも事業実績見込みを踏まえた減額でございます。

次に、下段の環境整備費でございます。

説明欄1の動物愛護管理事業と2の動物愛護推進事業については、いずれも事業実績見込みを踏まえた減額でございます。

10ページをお願いいたします。こちらは、繰越明許費の変更でございます。

環境衛生費の動物愛護推進事業については、動物愛護センター別館の改修に要する経費でございますが、工期の変更に伴い、動物を飼育するコンテナのリース期間を延長する必要が生じたため、繰り越すものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

補正予算関係について、主な内容を御説明いたします。

まず、社会福祉総務費の右側説明欄1、社会福祉諸費の(4)介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(経済対策分)につきましては、介護福祉士の資格取得に向けた修学資金等の貸付けを行う県社協に補助するものですが、必要な財源が県社協内に十分に確保されていることから減額をするものでございます。

なお、当事業のほか、今回減額となっております事業につきましては、事業費の確定等に伴う所要見込額の減によるものでございます。

おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

老人福祉費の右側説明欄2、高齢者福祉扶助費の介護事業所等に対するサービス継続支援事業(経済対策分)は、国の経済対策を活用し、物価上昇の影響下においても介護事業所や施設が必要なサービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備、備品の購入

費用等を助成するものです。

続きまして、13ページをお願いいたします。

上段は、前ページからの続きになりまして、老人福祉費の4、介護保険対策費になります。

(3)訪問介護等サービス提供体制確保支援事業(経済対策分)につきましては、国の経済対策を活用し、今年度に引き続き訪問介護事業所等が行う人材確保や事業所の経営改善に向けた取組の支援を実施するほか、新たに中山間地域等におけるサテライトの設置に向けた取組に対して助成するものです。

下段、老人福祉施設費の1、老人福祉施設整備費につきましては、(1)、(2)両事業ともに事業者による整備の見送り等により減額をするものでございます。

おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費の1、社会福祉施設災害復旧費、老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、令和7年8月豪雨災害で被災をいたしました老人福祉施設等の復旧に要する経費への助成ですが、激甚災害指定に伴う補助率のかさ上げや設備分の復旧に関する国庫補助制度の創設に伴い、増額補正を行うものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

15ページは、繰越明許費の追加になります。令和7年8月豪雨で被災しました施設への助成である老人福祉施設等災害復旧事業について、災害査定等が今月から始まっているところでございますけれども、今年度中の事業完了が困難なため、繰り越すものとなっております。

おめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

こちらは、繰越明許費の補正、変更になり

ます。先ほど補正予算の中で御説明をさせていただきました国の経済対策を活用して実施する上の2つの事業に加えまして、施設整備、設備整備のために相当の期間を要する事業について、令和7年度中の事業完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

17ページをお願いいたします。

上段、社会福祉総務費の右側説明欄、国庫支出金返納金ですが、令和6年度に実施した各種の国庫補助事業の額の確定に伴う返納金でございます。

次に、下段の老人福祉費の主なものを御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費についてですが、(2)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症疾患医療センター委託額が当初の見込額を下回ったことにより減額補正するものでございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

右側、(5)認知症サポーターアクティブチーム支援事業は、認知症の方やその御家族を支える活動団体である認知症サポーターアクティブチーム認定に係る経費や活動の立ち上げを助成する費用でございますが、見込額の減により減額補正及び財源更正をするものでございます。

(6)地域包括ケアシステム構築加速化事業は、市町村への訪問による支援や研修会開催に要する経費が当初の予定額を下回ったことにより、減額補正及び財源更正するものでございます。

(7)認知症施策推進計画策定支援事業は、来年度、県の認知症施策推進基本計画策定のための各種事業の実施に要する経費でございます。

説明資料19ページをお願いいたします。

3、介護保険対策費について、主な事業を御説明いたします。

(3)介護給付費県負担金交付事業、(4)地域支援事業交付金交付事業、それから(6)第1号保険料県負担金交付事業は、介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金等で、いずれも市町村の所要見込額の増減に伴い、増額及び減額補正をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

(8)高齢者を支える地域活動支援事業は、中山間地域の高齢者の在宅生活に必要な生活支援サービスの基盤づくりに新たに組み込む民間事業者等の支援に要する経費でございしますが、交付額が当初の見込額を下回ったことにより、減額補正及び財源更正するものでございます。

(10)ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業は、ケアプランデータ連携システムを活用し、業務改善に取り組む居宅系の介護事業所、介護施設等を支援する市町村に対する経費でございます。

説明欄4、介護保険財政安定化基金積立金についてですが、介護保険財政安定化基金事業は、介護保険法に基づく介護保険財政安定化基金の償還金及び運用利息の積立てに要する経費ですが、運用利息の増に伴い、増額補正するものです。

21ページをお願いいたします。

次に、医務費の右側説明欄、歯科行政費について御説明いたします。

在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会、在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、また、歯科診療所が行う訪問歯科診療機材購入に要する経費について助成するものでございます。交付額が当初の見込額を下回ったことにより、減額補正するものでございます。

22ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について御説明いたしま

す。

認知症施策推進計画策定支援事業及びケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業の2事業につきましても、国の経済対策を受けて2月補正で予算要求をさせていただいておりますが、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、繰越明許の変更をお願いするものです。

認知症施策・地域ケア推進課の説明は以上でございます。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

2月補正予算の主なものについて御説明いたします。

上段の社会福祉総務費の右側説明欄の2、生活福祉資金貸付事業費については、県社会福祉協議会に対する業務システム関連費への補助事業について、国の再積算に伴う所要見込額の減により減額補正するものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

生活保護総務費の右側説明欄の1、生活保護事務費の(2)については、平成25年から実施しました生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえて決定しました厚生労働省の方針に従いまして、生活保護費等の追加給付を行います。その支給事務実施体制の整備に要する経費について、業務委託費や旅費などを計上しております。その下の4、国庫支出金返納金については、うち、約4.8億円は、県社会福祉協議会が新型コロナ対策として実施した生活資金の特例貸付けについて、令和6年度の償還金収入を国へ返還するものでございます。残りは、国庫負担金等の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

上段の扶助費の右側説明欄の1、生活保護扶助費の(1)生活保護費については、医療扶

助費の増加などに伴う増額補正をお願いしております。

その下の(2)につきましては、前ページで説明しました最高裁判決対応事業について、県内町村に居住し、保護費等を受給している約1,900世帯と保護廃止の約2,600世帯に対する保護費等の追加給付に要する経費でございます。可能な限り迅速な追加支給に努めてまいります。

中段の精神保健費については、ひきこもり支援推進事業について補助をしております県内2市の事業費変更などによる減額でございます。その下段の民生施設補助災害復旧費については、令和7年8月豪雨で被災した救護施設の復旧費用が全額保険で対応されることになり、申請の取下げがあったため、減額補正するものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

生活扶助基準改定最高裁判決対応事業の事務費と扶助費につきまして、年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料27ページをお願いいたします。

下段の児童福祉総務費の説明欄2、児童健全育成費、(1)多子世帯子育て支援事業は、市町村が保育料等の軽減または無償化を実施する際、県がその一部を補助するものでございますが、所要見込額の減に伴い減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

説明欄、(3)児童健全育成事業(運営費)については、国の経済対策分で、物価高騰といった厳しい状況の中、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業を実施する事業主体が安定的な事業運営を行えるよう支援するもので、その県負担分を増額するもので

す。

なお、この後御説明する際、国の経済対策分ということで御説明するものは、同様の趣旨によるものでございます。

(4)放課後児童クラブ施設整備事業については、放課後児童クラブの整備を予定していたクラブが、今年度の事業実施を見送ったことにより減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

説明欄3、国庫支出金返納金、国庫支出金精算返納金については、受入れ済みの国庫補助金等のうち、国の交付額確定に伴い、国庫分を返納するものでございます。

次の4、安心こども基金積立金、安心こども基金事業については、子育て支援対策臨時特例交付金により県に造成された基金の令和7年度分の利息分を積み立てるものでございます。

30ページをお願いいたします。

児童措置費の説明欄1、児童扶助費の子どものための教育・保育給付費については、令和7年度の人事院勧告で、保育士等の公定価格上の人件費が5.3%改善されたことに伴い、増額補正するものでございます。その下、児童福祉施設費の説明欄1、市町村保育施設運営費補助、(1)特別保育総合推進事業については、延長保育や医療的ケア児を支援するための事業でございますが、所要見込額の減に伴う減額分と国の経済対策分の増額分を相殺して計上しております。

2、施設職員退職共済費については、当初予算では国から示されました見込み単価と見込みの退職者数を乗じて計上しておりましたものを、確定単価、確定人数により補正するものでございます。

31ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の説明欄2、母子保健対策費、産後ケア事業については、国の経済対策分を増額するものでございます。その下、3、母子医療対策費の(5)少子化対策総合交

付金事業については、妊娠、出産、子育てに係る事業を実施する市町村へ交付金を交付するものですが、所要見込額の減に伴い、減額するものでございます。

32ページをお願いいたします。

説明欄4、子ども医療費、子ども医療費助成事業については、通院を就学前まで、入院を中学3年生まで自己負担した分を助成した市町村に対して補助を行うものでございますが、所要見込額の減に伴い、減額するものでございます。

その下、私学振興費、説明欄1、私学振興助成費、(1)教育支援体制整備事業については、私立幼稚園緊急整備として遊具等の整備を行うものでございますが、所要見込額の減に伴い、減額するものでございます。

その下、民生施設補助災害復旧費、説明欄1、児童福祉施設災害復旧費、児童福祉施設等災害復旧事業については、令和7年8月豪雨災害で被災した児童福祉施設等の備品や設備に対する復旧に対して助成するものでございます。

33ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加分でございます。

備考欄、児童福祉施設等災害復旧事業については、令和7年8月豪雨災害で被災しまして、9月補正で予算措置しました施設本体の復旧分と先ほど御説明申し上げました備品、施設等の分を合わせて、年度内完了が困難なために繰越しを設定するものでございます。

34ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更分でございます。

上段、民生費の児童福祉費については、備考欄の上から2つ目のボツ、放課後児童クラブ施設整備事業は、入札の不調が続きました、年度内の事業着手ができない可能性があるため繰越しを設定するもので、それ以外の事業につきましては、国の経済対策分により今定例会で予算措置をお願いしているもので、年度内完了が困難なため、繰り越すもの

でございます。

下段の公衆衛生費の備考欄、プレコンセプションケア普及啓発推進事業は、現在動画を作成しておりますが、その動画の内容の精査に時間を要するため繰り越すもので、産後ケア事業は、国の経済対策により今定例会で予算措置をお願いしているもので、年度内完了が困難なため、繰り越すものでございます。

子ども未来課からは以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

説明資料35ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

まず、上段、児童福祉総務費です。

右側説明欄3、国庫支出金返納金は、令和6年度事業の額の確定等に伴う返納金でございます。

下段、児童措置費の説明欄1、児童扶助費につきましては、児童養護施設等及び里親委託に係る措置費につきまして、国の単価見直しを見据えて増額をお願いするものです。

説明資料36ページをお願いいたします。

2段目、母子福祉費の説明欄2、児童扶養手当支給事業費は、独り親家庭に対する児童扶養手当について、市町村に対して所要見込額を調査いたしまして、減額をお願いするものでございます。

37ページをお願いいたします。

児童福祉施設費の説明欄2、(2)清水が丘学園整備事業につきましては、開発許可に係る熊本市からの指導に伴い、工期の見直しを行った結果、今年度から実施予定であった管理学習棟の工事を令和8年度から着手することとしたため、本年度の工事費について減額をお願いするものです。

38ページをお願いいたします。

説明欄4、(1)児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業費補助は、県の社会福祉協議会が行う児童養護施設等の入退所者の自立

に必要な貸付事業の原資等に対する助成です。

続きまして、39ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

主なものは、備考欄、2段目、清水が丘学園整備事業で、ハード整備の一部の施工が年度内に完了しないことが見込まれますことから、繰越しをお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

40ページをお願いいたします。主なものを御説明させていただきます。

障害者福祉費の説明欄1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス費等負担事業は、障害者のサービス利用に係る県負担金であり、市町村の所要見込額の増により増額補正するものです。

続いて、その下、2、障がい者福祉諸費でございます。41ページを御覧ください。

こちら、(5)障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業は、国の経済対策に対応して、業務の効率化などのため、障害者支援施設等におけるICT、介護ロボット等の導入に要する経費について助成するものです。

3、障がい者福祉施設整備費の(2)であります。令和7年度経済対策分ということで障害者福祉施設の整備ですとか大規模修繕等に要する費用について助成するものであります。

42ページを御覧ください。

5の国庫支出金返納金の(1)から次のページの(7)までは、国庫負担金の額の確定に伴う返納金でございます。

43ページの下段、児童措置費の1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業については、障害児の施設入所や通

所支援に係る県負担金等であり、市町村の所要見込額の減により減額補正するものであります。

続いて、44ページを御覧ください。

2段目の公衆衛生総務費の2、保健医療推進対策費の施設整備促進支援事業は、精神科病院の施設整備費について物価高騰分を上乗せ補助するものであります。補助事業の対象とならない医療機関から取下げがあったものであります。

続いて、45ページであります。

2段目の民生施設補助災害復旧費の1、障がい者福祉施設災害復旧費であります。8月の豪雨により甚大な被害を受けた施設等の復旧整備に要する費用に助成するものであります。昨年11月に激甚災害の指定を受けて補助率のかさ上げと設備被害の補助対象化を受けて、所要見込額を増額するものです。

46ページを御覧ください。

繰越明許費の追加分であります。災害復旧費については、今年度内に完了が見込めない障がい者福祉施設等災害復旧事業について来年度に繰り越すものであります。

続いて、47ページを御覧ください。

繰越明許費の変更分です。民生費については、まず備考欄の一番上のところですが、経済対策として取り組む障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業と、あとは、その下にある障がい者福祉施設整備費については、今年度内に完了が見込めないということもあり、来年度に繰り越すものであります。

障がい者支援課は以上であります。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

48ページをお願いします。主な事業について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費ですが、説明欄1、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が行う施設整備等に

対する助成ですが、国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

それから、(8)の医療施設消防用設備整備費は、消防用設備を整備する際の助成ですが、所要見込額の減によるものでございます。

49ページをお願いします。

(10)病床機能分化・連携推進事業は、医療機能の再編のための施設整備等を行う医療機関に対する助成ですが、所要見込額の減によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

説明欄3、国庫支出返納金は、令和6年度分の国庫補助金の額の確定に伴うものでございます。

51ページをお願いいたします。

中段の医務費ですが、説明欄1、へき地医療対策費の(2)へき地医療施設・設備整備費補助は、僻地診療所、僻地医療拠点病院の施設、設備整備に対する助成ですが、国庫補助金の内示減等に伴うものでございます。

次に、下段の保健師等指導管理費ですが、説明欄1、看護行政費の看護師等養成所運営費補助事業は、養成所の運営経費の一部を助成するものですが、医師会立の看護専門学校の新築工事が凍結されたことによる所要見込額の減によるものでございます。

53ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正ですが、備考欄、医療従事者勤務環境改善推進事業の繰越理由としましては、医療機関の病棟建て替え工事について、実施設計に時間を要したことに伴い、年度内に事業が完了しないために繰り越すものでございます。

医療政策課の説明は以上です。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

補正予算について、主な内容を御説明いた

します。

国民健康保険指導費について、減額補正をお願いしております。減額の主な理由は、説明欄2の国民健康保険制度安定化対策費、国民健康保険保険基盤安定等負担金について、保険料軽減の対象となる低所得者世帯数等が当初見込みを下回ったためでございます。

次に、公衆衛生総務費について、減額補正をお願いしております。減額の主な理由は、1の後期高齢者医療対策費の(1)後期高齢者医療給付費負担金について、主に被保険者数が当初見込みを下回ったためです。

また、(3)後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、保険料の軽減割合の高い低所得者等が当初見込みを下回ったためでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法に基づく法定負担金として国保特別会計に繰り出すものです。主に高額医療費負担分の見込額の減などによる減額となっております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料56ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費で7,740万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄2の健康づくり推進費を御覧ください。

(1)から(7)の事業につきましては、国庫補助金の内示額の減及び所要見込額の減に伴う減額でございます。

57ページをお願いいたします。

続きまして、説明欄3、原爆被爆者健康診断費及び4の原爆被爆者特別措置費ですけれども、こちらも所要見込額の減に伴う減額でございます。

次に、5の難病対策費のうち、(1)指定難病医療費につきましても、指定難病の認定を受けた患者に対し医療費を公費負担するものでございますが、高齢化に伴う受給者数の増加及び医療の高度化に伴いまして、令和7年度予算が不足する見込みであることから、9,755万円余の増額をお願いするものです。

続いて、6の国庫支出金返納金につきましても、令和6年度国庫補助金の額の確定に伴う精算返納金でございます。

続いて、58ページをお願いいたします。

上段の予防費については、ハンセン病事業費における所要見込額の減に伴う減額でございます。その下の段、医務費については、右側説明欄1の歯科行政費を御覧ください。

災害時等歯科保健医療提供体制整備事業（令和7年経済対策分）は、災害時に避難所等における歯科医療や歯科保健活動の提供に必要な車両及びポータブルユニットなどの機材整備、その活動に従事する人材育成等に対する助成としまして1億3,450万円余を計上しております。

続いて、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましても、市町村が実施する事業に対する負担金でございまして、市町村の所要見込額の減に伴う減額でございます。

続きまして、説明資料59ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました災害時等歯科保健医療提供体制整備事業（令和7年経済対策分）は、国の経済対策を受けて2月補正で予算要求をしているところでございますが、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、追加で繰越しの設定をお願いするものでございます。

健康づくり推進課の説明は以上でございます。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の60ページ、お願いします。主なものについて御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費の右側説明欄1、保健医療推進対策費の臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、臓器移植院内コーディネーターの養成に要する費用でございますが、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

次に、下段の薬務費の右側説明欄2、薬務行政費、(1)薬事許認可事業は、薬局、医薬品販売業、販売者等の許認可事務等に要する経費でございますが、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

次に、資料61ページをお願いします。

(2)薬事試験実施事業は、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験に係る事務に要する経費でございますが、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 次に、議案第14号の説明をお願いします。

まず、黒瀬国保・高齢者医療課長。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の62ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の補正予算についてでございます。

国民健康保険運営費につきましても、主な増減を御説明いたします。

説明欄1の国民健康保険保険給付費等交付金については、国庫補助金額の決定に伴い、市町村への交付額が当初見込みより減少したことに伴う減額でございます。

2の社会保険診療報酬支払基金納付金については、介護納付金など支払基金に対して支払う納付金が当初見込みを下回ったことによ

る減額です。

3の財政安定化基金積立金ですが、昨年度の決算に伴う剰余金を基金へ積み立てること、利子が増えたことに伴う増額でございます。

また、5の国庫支出金返納金につきましては、過年度の国庫支出金の返納額が確定したことに伴う返納金を計上しております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

情報処理関連業務として国民健康保険総合システムの回線使用料について、今年度中に契約を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料の65ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

右側の説明欄1、健康づくり推進費のうち、(1)国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防対策や特定健診未受診者対策に要する経費で、所要見込額の減に伴う減額でございます。

次に、(2)国庫支出金返納金につきましては、令和6年度国庫補助金の額に伴う精算返納金でございます。

健康づくり推進課の説明は以上です。

○岩本浩治委員長 次に、報告第1号、第2号及び第3号の説明をお願いいたします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の69ページをお願いいたします。

職員による交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件の報告が3件

ございます。

内容につきましては、それぞれ概要資料で御説明させていただきます。70ページをお願いいたします。

報告第1号につきましては、令和6年3月に玉名市で発生いたしました事故について、相手方との示談交渉の結果、5の損害賠償額の欄にありますとおり、人的損害分122万1,663円、物的損害分43万2,360円、計165万4,023円を支払ったものでございます。

6の事故の状況ですが、玉名地域振興局保健福祉環境部の職員が、公用車で玉名市内を走行中、交差点で一時停止を行ったものの、左右確認が不十分なまま直進したため、左方向から走行してきた相手方車両と衝突し、損傷を与えたものでございます。

生じた損害につきましては、県及び相手方が賠償責任割合に応じて負担することで示談が成立いたしております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

報告第2号につきましては、令和7年8月に玉名市で発生いたしました事故について、相手方との示談交渉の結果、5の損害賠償額の欄にありますとおり、3万4,650円を支払ったものでございます。

6の事故の状況ですが、玉名地域振興局保健福祉環境部の職員が、公用車で玉名市内を走行中、一時停止標識のない道幅の狭い交差点に徐行で進入したところ、左側路地より右折してきた相手方自転車が転倒しながら公用車の左後輪に接触したものでございます。

生じた損害については、県の負担とすることで示談が成立しております。

74ページをお願いいたします。

報告第3号につきましては、令和7年11月に山鹿市で発生いたしました事故について、相手方との示談交渉の結果、5の損害賠償額の欄にありますとおり、46万300円を支払ったものでございます。

6の事故の状況ですが、鹿本地域振興局保健福祉環境部の職員が、山鹿市内の施設に駐車していた公用車を移動させる際に、後方に駐車していた相手方車両と衝突し、損傷を与えたものでございます。

生じた物的損害については、県の負担とすることで示談が成立しております。

なお、相手方車両には運転手が乗車しており、現在加療通院中であるため、人的損害分の賠償責任については、通院が終了した後、別途整理を行うことといたしております。

今回、これらの事故の発生も踏まえ、当該所属はもとよりですが、部内の本庁各課並びに各出先機関に対して、改めて、職場内での注意喚起や規範意識の醸成に努めるよう、部長名での通知を発出したところであります。

引き続き、交通事故、交通違反等の防止に向けた取組の徹底を図ってまいります。

健康福祉政策課は以上です。

○岩本浩治委員長 続いて、病院局審査に移ります。

まず、病院事業管理者職務代理者から総括説明を行い、続いて、担当課長からの説明をお願いします。

初めに、鉾本病院事業管理者職務代理者。

○鉾本病院事業管理者職務代理者 病院局でございます。

今回提案しております令和7年度熊本県病院事業会計補正予算の概要につきまして説明いたします。

まず、収益的収支では、収入につきまして、患者数が見込みを下回ったこと等により8,100万円余の減額、支出につきまして、職員給与費の所要見込額や事業実績に基づく委託料の減等により1億1,900万円余の減額をお願いしております。

また、資本的収支では、契約実績に基づく施設整備費の減等により、収入で3,200万

円、支出で3,300万円余の減額をお願いしております。

これらにより、収益的収支と資本的収支を合わせた補正後の支出総額は21億1,600万円余となります。

詳細につきましては、総務経営課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案第19号の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料の67ページをお願いいたします。

収益的支出についてでございますが、右側説明欄をお願いいたします。

1の(1)給与費につきましては、先ほど健康福祉政策課から御説明がありましたとおり、昨年1月1日時点からの人事異動等に伴う減額をお願いするものでございます。

次の(2)材料費、(3)経費、(4)研究研修費につきましては、委託料等の契約実績に基づく執行見込みの減でございます。

これらによりまして、医業費用1億1,900万円余の減額をお願いしております。

次に、68ページをお願いします。

1の(1)施設整備費、(2)器械備品購入費、(3)ソフトウェア購入費につきましては、工事費等の契約実績等に基づく執行見込みの減でございます。

これらによりまして、建設改良費3,300万円余の減額をお願いするものでございます。

病院局の説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が完了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いをし

ます。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきます。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 18ページの地域包括ケアシステム構築加速化事業ということで、ちょっとお尋ねなんですけれども、もともと国のほうから地域包括ケアは進めなさいということで、もう10年以上前ぐらいから動き出していると思います。

そういう中で、高齢化が進み、また、人口減少によって、介護であり、医療であり、様々な分野においてその人材不足が出てきています。

そういう中において、やはりこの地域包括ケアというのは、先を見た場合に極めて重要な仕組みだろうと思っておりまして、その仕組みづくり、これを加速させていくんだろうというふうに思うんですけれども、そのエリア設定等を含めて現在の状況をちょっと教えていただければと思います。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

ただいま御質問いただきました地域包括ケアシステム構築加速化事業につきましては、市町村が地域包括ケアシステム構築を、おっしゃるように長年進めてまいりまして、医療と介護と生活支援という要素を連携させながら、地域の高齢者の生活を支えるというふうな仕組みでございますが、これを進めてまいりました。

2025年を目指して進めていきましたところで、今、2025年を過ぎまして、2040年に向かって、次は地域包括ケアシステムの深化、推

進を進めるというところで、引き続き取り組んでいるところです。これにつきましては、特に、医療と介護の連携を深めるといった点で深化を進めるということにしております。

エリア設定ということでございますが、基本的には市町村単位でということにはなりますが、その中でも中学校単位ということで、生活圏の中で、それぞれ医療と介護と生活支援が途切れなく提供できるように、そういった体制を市町村とともに進めているところです。

以上です。

○藤川隆夫委員 基本的に今お話があったとおりだろうというふうに思うんですけれども、ただ、なかなかその実態を見るとそこまで進んでいないというふうな話もあり、その中で市町村の温度差、実際に取り組む市町村の温度差というのは結構あるみたいな話も聞こえてきますし、だから、この中学校単位でという話で今考えられてて、このことをやっぱり進めていかなきゃいけないんだけれども、ある意味、県のほうが市町村にやってくださいねじゃ、恐らく現状は極めて厳しいような状況が私は現実としてあると思います。

先ほど言ったように、医療資源であり、介護資源であったり、その人材であったり、様々な部分において課題抱えていますし、なおかつ、この地域包括ケアを進めるに当たっては、家族の協力というのが、これは極めて重要だと思っていますので、それを含めた形で進めていかなきゃいけない中で、ある意味市町村に任せるのも大事かもしれませんが、ある程度県のほうがやっぱり引っ張っていかないと、前になかなか進まないのじゃないのかなというふうな気がして仕方ないというのが現状です。

ただ、これからの高齢化社会の中において、この地域包括ケアシステム、これを機能させていかないと、恐らく、いろんな意味に

において、医療、介護の現場含めて破綻していく可能性があるので、これを進めていくためには、さっき言ったように、ある程度県のほうが引っ張っていきながら、市町村の尻たたきながら、こうしてほしい、ああしてほしいということを含めて、やっぱりもうちょっと積極的にやっていかないと難しいのじゃないのかなというふうに思っていますので、その部分を含めて、市町村単位なのか、あるいは場合によっては医療圏単位でも構わないというふうに思いますし、熊本市、なかなか手が出せない部分もあるかもしれませんが、それ以外のところは、それなりの形でできるのじゃないのかなというふうに思っていますし、だから、その核となるところを、やはり今言った形で核となるところに動いてもらうような仕組みを市町村と一緒にやってやっぱり構築していただければと思いますので、ぜひこれをやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

何か答弁があればお願いします。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 ありがとうございます。

おっしゃいましたとおり、市町村におかれても、人口減少が進み、市町村職員数も減っていく中、市町村が中心になりながら体制を整えていくというのもなかなか難しい面もございますので、こういった伴走型支援を使いまして、しっかり県としても一緒に考えていながら、これからも地域包括ケアシステムが維持されていくように行動していきたいと思っております。ありがとうございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。

○岩本浩治委員長 藤川委員、よろしゅうございますか——ほかに何か。

○岩下栄一委員 小さいことですが、すみません。

児童福祉ですが、ページは4ページですかね。児童一時保護所費とありますけれども、児童が一時的に保護されなければならない状況というのは、どういう場合があるんですかね。

○中村子ども家庭福祉課長 児童の一時保護の具体的な事例ということでお答えしたいと思います。

児童相談所に寄せられる相談というのは様々ございますけれども、今児童虐待ですね、家庭内で虐待が起こりまして、それを周囲の大人とかが気づきまして、児童相談所に報告するというふうなものが増えてきております。

一番多い通告の元といたしましては、警察等から積極的に情報をいただいているというのもありますし、学校と連携もしております、学校のほうからの御相談というふうなものもございます。その内容といたしましては、ネグレクトですとかそういったものもちょっと増えてきているようなところと承知しております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

子供は自分の立場を主張する機会がないから、ぜひそうした保護の状況をよろしく願いたいと思います。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○内野幸喜委員 13ページ、いろんなところ

で所要見込額の減というので減額補正になっていますけれども、さっきこの老人福祉施設費のところでは所要見込額減、整備の見送りというちょっと説明が幾つかあったと思うんですけども、整備の見送りというのは、例えば、今、いろんな資材が上がったりとか、人件費等が上がったりとかで、当初考えていた建築コストを上回りそうだとか、例えば、そういったことで整備の見送りとかになったのかとか、ちょっとそこを教えてくださいなと思うんですが。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今お尋ねがありました介護基盤緊急整備等事業の、先ほど私のほうから御説明差し上げました整備の見送りの状況でございますね。

もともとが、この7年度当初予算の要求額を決定するのに当たりまして、前年度の令和6年の9月頃に市町村等にニーズ調査をしまして、必要額を算定して予算を計上しているものになります。で、予算が決定された後に、令和7年5月頃に最終的な申請書類の作成を依頼しているところなんですけれども、その間に、いわゆる施設側がもともと立てておられた事業計画が、ちょっとそのとおりにならないというようなことで、次年度に事業を遅らせたりだとか、あと、今委員のほうからもお話がありましたように、資金繰りの関係で事業実施を見送られたりというようなことがあっているということで、今お聞きをしているような状況でございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○内野幸喜委員 今、急激な物価高騰ということで、結構そういうことがこれからも起こり得ると思うんですね。だから、これから予算計上するときなんか、市町村とかとその辺はしっかりと丁寧に打ち合わせをしておいたほうがいいのかなと。今後またこういうこ

とが起こり得ると思いますので、そこをお願いしたいなと思います。

それと、引き続きいいですか。

医療政策課で、48ページからか。すみません、これは、ひょっとしてちょっとその他になるのかもしれないんですけども、歯科医師会の皆さんとの新年会のとときに話が出てたんですけども、奥歯のかぶせ物とか詰め物、そういったものが、パラジウム合金と言うんですけども、物すごく値段が、国際価格が高騰してて、逆ざやというか、そういう治療をすればするほど赤字が膨れ上がって行って話があったんです。そういったものへの経済対策、物価高騰対策というのが11月からあって、この中で、そういうの当てはまるものというのはあるんですかね。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

経済対策分につきましては、昨年12月の補正のほうで措置をさせていただいておりますが、それに関しては、物価高、あるいは賃上げ分ということで、診療所とかは、定額で30万とかそういう形でいくということで、これが該当して補助をするとか、そういうそのパラジウムとか、そういう部分に関して特化してあるような予算については、今回、あるいはその12月の補正とかでも特になくて、もう賃上げ、物価高騰分という形でしているという感じでございます、現状としましては。

○内野幸喜委員 分かりました。

現状だけは今さっき話しましたけれども、とにかく国際価格が高騰してて、治療すればするほど赤字になる、でも、やっぱり患者さんがやってくれと言えやらざるを得ないので、逆ざやという話がありましたので、そういう現状だということだけちょっとお伝えしておきたいなと思います。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

そういった逆ざや、あるいは医療機関も、医療機器とかが非常に高額、あるいは輸入してくると、海外の製品とかが非常に高いというところもございまして、国立大学病院とかが非常に困っているというところもございまして、そういう部分に関しては、国のほうも、補助金ですとかそういう部分で措置をするような話もちょっと聞いてはいるんですが、基本的にはやはりそういう部分も含めて診療報酬改定のほうで対応していくようなところでございまして、その辺はしっかりと注視をしていきたいというふうに思っております。

○岩本浩治委員長 内野委員、よろしゅうございますか。

○内野幸喜委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○岩田智子委員 58ページの歯科行政費のことで、今回の主要事業にも詳しく説明もあつたんですけれども、災害時における口腔ケアとか栄養とかの巡回に充てる歯科医師会が事業主体でされるという予算が大きくなって、能登半島の地震とかであったということで、やっぱりこれからの災害に向けては、とても必要だと私も思っています。

詳しくですね、例えば1億3,500万円の予算で、例えば車両とかもすごい大きいものだと思うんですけれども、少し分かる範囲で、ちょっと細かなところを教えていただければと思います。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

御指摘のありました災害時等歯科保健医療提供体制整備事業でございますけれども、内

訳を申し上げさせていただきますと、まず、今回の車両とかの整備に関しましては、1億2,600万を計上させていただいております。内訳としましては、巡回診療車、大型の車両、実際に中で診療ができるような車両になりますが、これについては5,000万円を計上しております。そのほか、ポータブルユニット、あるいはその運搬車両の購入につきまして、4台分として7,600万を計上させていただいております。

続いて、地域の診療体制についての調査事業としまして550万円、それから、人材育成の研修等の費用としまして300万円を計上させていただいております。

健康づくり推進課は以上でございます。

○岩田智子委員 ニーズ調査とかもこれからされると思うんですけれども、例えば、災害があつたらもうフル回転をされると思うんですが、災害がないとき、これを置いておくだけなのか、そういうほかの何か併用されるのか、そういうところもちょっと気になるころではありますけれども、とても重要な事業だと思います。

以上です。いいです。大丈夫です。

○堤健康づくり推進課長 ありがとうございます。

御指摘の点に関して、おっしゃるとおり、災害時だけの活用ということではなくて、国のほうも、平時の例えば巡回診療であるとか、健診であるとか、そういったのに活用してほしいということは想定をしております。

ただ、実際に国からの配分を何台受けられるかというのはこれからの調整になると聞いておりますので、その配分された台数を見ながら、実際の配備について、また検討してまいりますと考えております。

私のほうからは以上です。

○藤川隆夫委員 補足で、今の関連なんですけれども、今車両の中には、基本的に歯科診療ができるユニットというのは1台入るのか2台入るのか、そこまでも詰めてありますか。

○堤健康づくり推進課長 具体的にそこまでは詰められていません。

○藤川隆夫委員 よく分かりました。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員 はい。

もう1個、いいですか、続けて。

9ページの公務員獣医師の確保の件で、これもずっと課題になってて、熊本県もずっと足りないまま来ているわけなので、今回所要見込み減になっているのは、やっぱり要は対象者がいなかったということなのかどうかという話と、であれば、もし対象者がいないというのであれば、その対象者がいない理由というのは、恐らく処遇の問題だろうと思うので、それに関して県として今後どのような方向でまた考えていっているのか、今までも大分処遇改善のことでやってきてもらってはいるものの、結局全国も同じような流れがあるので、できればもっと積極的に踏み込んで、職員の給与表なり何なりまで踏み込んだ形で恐らくやっていかないと、手挙げてくれる人がいないのかなというふうな気がするので、その部分を含めてちょっと今の状況を教えていただければと思います。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、減の理由でございます。こちら、対象者が留年をいたしまして、その分で対象外

になりましたので、減額しております。

で、この修学資金貸付けにつきましては、最高が月額18万円というところで、最大6年間受けることができます。計算しますと、最大1,200万弱ぐらい受けることができますので、私立大学の学費については、大体見ることができるかと思えます。

ただ、1点申し上げたいのが、獣医系の大学というのが熊本県内にないものですから、生活費分相当については、御自分で負担していただく必要があるかと思っております。

県に入って最大10年間勤務していただければ、返還の義務もないというところがございますので、県としても積極的にPRをしまして、できるだけ長く働いていただいて、返還はしていただく必要はないというふうに考えているところでございます。

あと、処遇に関してでございます。こちら、いろいろな御意見を承っております、処遇改善に向けて検討を進めているところでございます。

1点、まずは、例えば動物愛護センターのほうで獣医療と、あと、避妊・去勢手術のほうをしておりますけれども、これらに係る職員については、手当のほうを支給するというふうにするところでございます。あわせて、初任給調整手当の見直しについても並行して進めているところでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 公務員の獣医師というのは極めて大事な人材でありますので、積極的に県のほうで動いていただいて、確保に向けて頑張っていっていただければと思いますので、よろしくそこはお願いしたいと思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかは。

○岩下栄一委員 すみません。自分のこと言うとおかしいですけども、私はもう高齢者の仲間入りしております。孫もおります。そういう中で、いつも伝病情報を新聞紙上で何かはやっているということを目して、病気にかからぬように、かからぬようにといつも思っているわけですけども、健康危機管理課、8ページ、新興感染症対応力強化事業とあります。減額になってはいますが、新興感染症なんていうのは、いろんなものが入ってきていることは知っていますけれども、今、主なものはどんなやつがあるんですか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

こちら、新型インフルエンザ等というところで想定をしまして、基本的に呼吸器感染症等を想定しているところでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 インフルエンザですか。

○岩本浩治委員長 インフルエンザということよろしゅうございますか。

○弓掛健康危機管理課長 新型インフルエンザ等になります。

○岩下栄一委員 消化器系のやつはないですか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

基本的に呼吸器感染症等を対象としており

ます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 いいですけども。消化器系の感染症が何か入ってきているような感じがしますけどね。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

基本的にどんなものが入ってくるかというのが分からないところもございまして、そういった点も含めて対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ぜひメディアを通して、そういう情報をみんなが用心するように流していただきたいと思えます。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

健康危機管理課のほうで、毎週感染症の週報という形で、そのときにはやっているものについて情報をお渡ししております。割と新聞、テレビ等でも取り上げていただいておりますので、引き続き情報発信のほうはしっかりしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 よろしくお願ひします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○岩下栄一委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかに。

○亀田英雄委員 1つ、小さな話ですみません。

9ページの動物愛護推進費、これに該当するかはちょっと不明なんですけれども、先日、八代保健所の保護犬のセンターをのぞいてきたんですけれども、エアコンが壊れて夏場が心配するという話を聞きました。そのような情報をつかまれているらっしゃるか、予算の手当を行われたか、ちょっとまだ不明なんですけれども、これについて何かあればお聞かせください。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

そういった情報は聞いております。基本的に県南の広域本部のほうで対応するというふうに伺っております。大変恐縮ですが、その結果については承知しておりませんでしたので、確認したいと思っております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 これだけマイナスがありませんが、対応できるものは、皆さん頑張っているらっしゃるので、対応いただきたいというふうに意見を申し上げます。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか——ほかに。

○立山大二郎委員 では、41ページで障がい者支援課の(5)番の障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業ですけれども、以前もお尋ねしておりますけれども、具体的にどういった機器だったりICTの導入が進められて、どういったものを見込んでいるか、どういったロットというか量なのか、そういったこと含めて進捗を教えてください。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今ほどお尋ねがありましたICT、ロボットの関係でございますが、今現状、私自身も、その施設のほうにも視察とかにも行かせていただきまして、介護とかと同じようなリフトで何か上がるとか、そういったようなもので活用もされているということで把握しているところであります。今ほどお話しいただいた、どれくらいの量なのかとか、そういったところについて、また追って確認して御報告させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○立山大二郎委員 予算についてということは、何かしらこういったものを導入してほしいとか、導入が見込めるだろうとか、そういったところについて、もうちょっと具体的に伺いたいんですけれども。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今現状、すみません、手元にそういったものがございませんので、また後ほど御報告させていただきますと思います。

○立山大二郎委員 分かりました。

どうしても介護人材とかも非常に厳しくなっている中で、ICTであったりロボット導入というのが、もう本当必要不可欠になってくるかなど。やっぱり人力負担を軽減していくためにも必要などころだと思いますので、こちらもしっかり情報を持って、また、どういったものを使うほうが本当に現場にとっても効率的とか、現場負担が減らせるとか、省力化になるか、そういったのも踏まえて情報提供も含めて県のほうでも牽引していただければありがたいかなと思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょ

うか。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

先ほど亀田委員から御質問のあった件でございますけれども、県南広域本部の予算のほうで対応することになったということでございますので、御報告いたします。失礼いたしました。

○亀田英雄委員 ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 よろしいですか。

○藤川隆夫委員 11ページの外国人の介護人材受入れの件で、当然これは医療、介護の現場で外国人がいなくなるともう回らないような状況、これは、ほかの業種でも、農業であり建設、土木であり、全ての分野でそういうふうな状況が今出てきているかというふうに思っております。

そういう中で、熊本県内におけるこの外国人の介護人材というのは、今現状どの程度いらっしゃるのか、そして、国籍はどこが多いのか、課題とか何かは今出ているのかどうか、ちょっと分かれば教えてください。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今の時点での外国人の受入れ人数といたしましては、1,300人ぐらいになります。うち、一番多いのがミャンマーの方になります。多いほうからいきますと、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、ネパール、フィリピンといったようなところになります。

受入れに関しましては、いろいろ受入れの資格がございまして、いわゆる特定技能ですとか、技能実習ですとか、あと、そもそも資格を取られて、在留資格として介護で在留されている方とかいらっしゃるんですけど

も、一番多いのは特定技能になりまして、960ぐらいかなというところですよ。

で、課題等についてのお尋ねもございましたので、少し私どもで把握しているところでございますと、やはり特定技能の方につきましては、いわゆる転籍が可能になっておりますので、何ていいますか、条件がいいところに移っていかれたりとかということで、長い期間継続して働いていただけるところが、少しリスクがあるところがございます。それぞれ施設のほうで、やはり長く働いていただけるように処遇面ですとかの対応をいただいているところですよ。

日本人の方もそうなんですけれども、やはり辞められるのの一番の原因というのは人間関係ということでアンケートも出ていますので、そういう職場内での人間関係、特に外国の方につきましては、施設で先輩職員がマンツーマンに近い形で指導されたりだとかということで、より丁寧な対応を取っていただいておりますので、そういう取組を引き続き行っていただけるように、県のほうからも情報提供していければなというふうに思っているところですよ。

○藤川隆夫委員 今ので、今の現状の実態と課題についてはよく分かりました。

やはり人間関係、処遇の問題で恐らく移っていかれる。ただ、移っていかれた先も含めて、要は監理団体が恐らく全部フォローしているとは思いますが、逆に言うと、漏れてくる人たちも当然出てくると思います。そうなったときに、やっぱり様々な課題が、さらにまた別な課題が出てくるというふうに思っておりますので、できれば、介護人材、これからさらに増えてくると思いますので、知事のほうからも、きちっと入ってきた人をちゃんと見ていくような方針で、これからそういう話をしていくというふうな話もありましたので、できれば、介護現場に入った

方々がその場に長く勤められるのが一番いいんだけれども、やっぱり動かれる場合は、それもきちっとフォローができるような体制も、ある意味、その監理団体含めて、県と自治体と連携しながら見ていくような方法が必要だというふうに思っていますので、そういうふうなことを含めてやっていただければと思いますので、どちらにしろ、これから外国人がいないと回っていかない業種だと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほか、ありませんでしょうか。

○立山大二郎委員 34ページなんですけれども、先ほど、子ども未来課のほうから、プレコンセプションケア普及啓発について、動画作成とかちょっと時間かかっているということだったんですけれども、学校現場とかあったりすると思うんですけれども、今どういったところでどういった取組をされているか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○緒方子ども未来課長 学校の現場でどういった活用をされているかというお話でしたけれども、思春期保健教育という形で、現在は、講演とかそういったものの中で、プレコンセプションケアに限ってということでも今のところはないんですけれども、そういった講演活動とかを子ども未来課で実施している分については、3年に1回は実施するようなことをやっているんですけれども、どうしても講演形式で終わってしまうところがありま

して、ふだんなかなかそういったことに接する機会がやっぱり少なくなるというようなことと、やっぱり若い世代はSNSを活用することが多くなってきて、短い動画でどうつながるかというのが非常に大事になってきているという状況もありますので、現在、14本、プレコンセプションケアに限らず、性と健康というようなところの分野を広く捉えて動画を作ってみて、そういった形で学校現場の体育保健の先生方ともちょっと意見交換をさせていただいて、来年度以降、そういった形で授業等でも使っていただけるような形のことを今考えて動画作成をやっているところでございます。

○立山大二郎委員 妊娠、出産への関わり方とかを男性、女性問わず、普及啓発していくというところで、やっぱり少子化の部分にも資するところも大きいと思いますし、もちろん男女共同参画だったりとか、平等性とかを学ぶという機会にもなっていくと思うんですけれども、非常に予算が大きいわけではないんですけれども、とても若い世代に対して、しっかりとそういったライフデザインとかを考えてもらって、自分も将来子供を産むとか、そういう発想とかを早い段階から持ってもらおうというとても大事な事業だと思うんですよね。ですので、ぜひぜひそういうショート動画だったりとか、今いろんな形もそうですし、学校現場とかでも、何かもっと取組方というのを積極的にいくと、実は将来的にもすごく資するところが大きい事業じゃないかなと思いますので、今後期待したいと思います。

以上です。

○緒方子ども未来課長 ありがとうございます。

先ほど、女性だけではなくてというお話もありましたけれども、男性の性と健康の部分

についての動画とかも今回作るようにしてまして、SRHR、本当にプレコンだけではなく、少し広めの概念で作っていった上で、今回作る14本については、ある程度、興味、関心がない人が見たときに興味、関心を持ってもらえるような動画にしてまして、その中からこれについて詳しく知りたいというものを来年度以降また動画として作っていったら、学校の現場とかでも使っていただきたいなと思っていますし、正しい知識をそうやって持つことで、委員言われたようなライフデザインをどう描いていくかというのは非常に大事になってくると思っています。来年につきましては、ライフデザインをそういった知識を持ちながら考えてもらうような事業等も組み立てようと思っていますので、あわせて、学校現場等で活用いただければなというふうに思っているところでございます。

○立山大二郎委員 1点だけ。もう興味、関心がない若い方々をどうやって引っ張ってくるかって、その動画まで。そののフックとかも、とても重要になってくると思いますので、今後に期待したいと思います。

以上です。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○立山大二郎委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかにありませんでしょうか。

○下山健康福祉部長 すみません。先ほどの内野委員の質問、先生方にちょっと物価高の影響についての御懸念をいただいておりますので、ちょっと補足をさせていただきます。

おっしゃったそのパラジウムコート等の医

療材料につきましては、本来、保険適用分については保険で賄うべき、価格転嫁ができないところにおいて今回物価高の対策というのを取っておるんですけれども、保険外については、一応価格転嫁が可能であろうということで、そこは措置してないということになります。

今回の11月の物価高の対応につきましても、そのような医療材料分まで想定を細かくしているわけではございませんので、今のような不可欠な材料費がどのぐらい上がっていて、どんな影響があるかというような話は、少し歯科医師会とか関係団体等にもお話を聞きまして、必要であれば国にも要望を、何らかの措置ができるのかというのがありますけれども、していくことも検討させていただきたいと思っております。

それから、施設整備につきましては、ただいまは、たまたま基金を使いました施設整備の話を高齢者支援課長のほうがいたしましたけれども、全体としまして、特に障害者施設であるとか保育施設、もう建て替えの時期に来ておりまして、多くのやっぱり要望が出てまいります。

そのような中で、国の補助枠の問題、県の補助金の、県が出さなきゃいけない場合の県の枠もあるんですけれども、多くは国の枠でありましたり、それから単価の課題など見ていくと、いろいろ実態、今のその物価高な状況には合っていない部分も出てくると思います。これまでも国への要望もしていたんですけれども、もう少し精緻に、どのぐらいの建て替え計画が、もう少し中長期的にあって、何かちょっとペースを例えば増やしていただかないと、なかなか厳しいんだよというような話とかも含めてしてはいるんですけれども、きちんと調べて、引き続き国への要望というのも整理してやっていきたいと思っております。

○岩本浩治委員長 よろしいですか。

○内野幸喜委員 最初の歯科医師会の件も、ぜひ歯科医師会と一回話してもらおうと思います。

保育所も、これも忘年会のときかな。3年前だったからできた、今だったらちょっとなかなかできなかったなど。整備をですね、そうおっしゃった保育関係の方もいらっしやったので、やっぱり物すごく物価がどんどん上がって、建築コストも上がってきているので、これから今までどおりにできるかどうかというのが、ちょっとこう非常に難しいんじゃないかなと思う部分もあるので、その点も含めて、国にもしっかりと協議をしてほしいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○岩本浩治委員長 よろしゅうございますか。

○内野幸喜委員 はい。

○岩本浩治委員長 ほかになければ——それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第14号及び第19号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号議案外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件

についてのみ質疑をお願いいたします。

何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で本日の議題を終了いたします。

それでは、これもちまして第8回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長